

事務連絡
平成23年3月23日

各 地方厚生（支）局 御中

厚生労働省 大臣官房 地方課
医 政 局
健 康 局
医薬食品局 食品安全部
雇用均等・児童家庭局
社会・援護局

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う各養成施設等の対応について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に関しては、被災した各養成施設等の受験生及び学生等のもとより、その他の各養成施設等においても当該地震により被災した地域に関わりのある受験生及び学生等について、現に入学者選抜試験や授業、試験等を受けられないなどの支障が生じていると聞き及んでいます。

ついては、被災した受験生及び学生等（計画停電により入学者選抜試験や授業、試験等を受けられないなどの支障が生じた受験生及び学生等を含む。以下同じ。）が入学、修学、資格取得等において不利益を被ることのないよう、下記のとおり、各養成施設等に対して関係法令に抵触しない範囲において特段の配慮をお願いしますので、貴局におかれましては、管内の各養成施設等に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

記

（1）入学者選抜、入学手続等における配慮

被災した受験生等の立場を最大限考慮し、受験ができなかった者に対する追加試験の実施や、出願書類の逸失、郵便物の遅延等に対する特段の配慮をお願いしたいこと。

被災した入学予定者等に対しては、入学手続期間の延長や、初年度納付金等の徴収猶予・減免など、各養成施設等の実情に応じて、採りうる措置を検討されたいこと。

（2）卒業、進級等における配慮

被災した学生等の各学年の課程の修了、履修単位の認定及び卒業の認定に当たって

は、学生等の修学、資格取得等に不利益が生じないように、時間割の変更、補講の実施又は成績評価等における弾力的な取扱いなど、特段の配慮をお願いしたいこと。また、被災した学生等の次年度以降の修学を支援するため、授業料等の徴収猶予・減免など、各養成施設等の実情に応じて、採りうる措置を検討されたいこと。

(3) 転学等における配慮

被災した地域の各養成施設等への入学を予定している者や在学生等の中には、他の地域の養成施設等への入学先の変更や転学を希望する者があることも予想されることから、これらの者の入学先の変更や転学についても、弾力的に取り扱われたいこと。仮に、授業の再開が当面困難となる養成施設等がある場合には、その入学予定者、在学生等の修学の機会を確保する観点から、特段の配慮をいただきたいこと。

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 24 日

各地方厚生（支）局健康福祉部 御中

厚生労働省医政局看護課

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う転学等希望者の受入れについて

「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う各養成施設等の対応について」（平成 23 年 3 月 23 日付け厚生労働省大臣官房地方課・医政局・健康局・医薬食品局食品安全部・社会・援護局事務連絡）において、被災した地域の各養成施設等への入学を予定している者や在学生の入学・転学について弾力的に取り扱うようお願いしたところです。

看護師等の養成については、看護職員の確保のため格段の配慮が必要であると考えており、被災した地域の看護師等養成所に在学中の学生（以下「看護学生」という。）並びに平成 23 年 4 月に被災した地域の看護師等養成所に入学する予定の者及び被災した者であって被災した地域以外の看護師等養成所に入学する予定の者（以下「入学予定者」という。）の修学や資格取得に不利益が生じることがないように、転学又は入学先の変更（以下「転学等」という。）を希望する看護学生及び入学予定者（以下「転学等希望者」という。）の転学等の調整について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴局におかれましては、管轄内の看護師等養成所への周知及び転学等に係る必要な調整等をお願いいたします。

また、転学等希望者を受け入れた看護師等養成所において、授業の方法及び施設、設備等の諸条件について教育効果を十分に上げられるような対応が講じられるよう、御高配をよろしくお願いいたします。

記

1. 転学等の調整について

1) 現状の把握

- (1) 各看護師等養成所は、転学等希望者の受入れについて、教育環境等を十分に勘案の上、受入れ可能な人数を検討すること。
- (2) 各看護師等養成所は、東北地方太平洋沖地震により被災した在学中の学生及び平成 23 年 4 月に入学する予定の者に係る転学等希望者の状況について、適切に把握すること。

2) 転学等の調整等

- (1) 転学等希望者を受け入れることが可能な看護師等養成所は、別紙 1 により、その所在地の都道府県を通じて所管の地方厚生（支）局に受入れ登録を行うこと。
- (2) 地方厚生（支）局は、(1) の情報を取りまとめた上で、ホームページへの掲載等により周知するとともに、管内の都道府県及び看護師等養成所に対し、必要に応じて情報提供すること。また、養成所からの相談に応じて必要な調整を行っていただきたいこと。
- (3) 転学等希望者のいる看護師等養成所は、地方厚生（支）局及び都道府県から提供される情報等を参照し、転学等希望者に対して適切な情報提供等の支援を行うとともに、転学等希望者の希望を踏まえて受入れ先を確保すること。
- (4) 転学等希望者を受け入れた看護師等養成所は、速やかに別紙 2 により都道府県を通じて所管の地方厚生（支）局に報告すること。

2. 留意事項

各看護師等養成所が転学等希望者を受け入れるに当たっては、以下のとおり取り扱うこととするので留意すること。なお、この取扱いについては、転学等希望者が転学等により各課程を修了するまでの間の措置とすること。

(1) 入学資格の確認について

転学を希望する看護学生について現に看護師等養成所に在籍していることを在籍証明書等により確認することが困難な場合や、入学先の変更を希望する入学予定者について合格通知等により入学資格を有することを確認することができない場合は、例えば、本人による履修状況等の申告書と関係者の証明を組み合わせる等、代替の方法で確認して差し

支えないこと。

(2) 学則について

転学等希望者の受入れに当たっては、今般の災害被害の甚大さにかんがみ、学則の規定にかかわらず弾力的に対応するよう検討すること。

また、東北地方太平洋沖地震の被災に関連した入学・転学に関して、学則を弾力的に適用する場合は、学則の変更は必要としないこと。

(3) 同時に授業を行う学生数について

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）第 2 条第 5 号、第 3 条第 5 号、第 4 条第 1 項第 5 号及び第 2 項第 5 号において、各授業科目について同時に授業を行う生徒の数は 40 人以下であることを原則としているが、転学等希望者を受け入れる場合にあっては 40 名を超えて差し支えないこと。また、看護学生及び入学予定者を受け入れた結果、各看護師等養成所の定員数を超えることになったとしても、定員数変更の承認申請は必要としないこと。

なお、転学等希望者の受入れに当たっては、授業の方法、施設、設備等の諸条件について教育効果を十分に挙げられるような対応を講じられたいこと。

東北地方太平洋沖地震被災養成所の看護学生の受け入れ登録

以下のとおり、被災した看護学生の入学・転学を受け入れることが可能ですので登録します。

(注：複数の課程で受け入れが可能な場合、課程ごとに登録してください。)

1. 養成所の概要

養成所名：

課程名：

代表者：

所在地：

2. 受け入れ人数

課程名 _____ (修業年限 _____ 年)

学 年	定員数	在籍者数	受け入れ可能人数
第1学年	人	人	人
第2学年	人	人	人
第3学年	人	人	人
第4学年	人	人	人
合 計	人	人	人

3. 受け入れる看護学生に適用する授業料等について

- (1) 入学金、授業料（減免措置の有無とその内容、額面など）
- (2) 奨学金（有無とその内容など）
- (3) 宿舎（利用可否、費用負担など）
- (4) その他

4. 連絡方法及び担当者

担当者氏名：

連絡先：

電 話：

メールアドレス：

東北地方太平洋沖地震被災養成所の看護学生の受け入れ状況

以下の通り、被災した看護学生の入学・転学を受け入れましたので報告します。

(注：複数の課程で受け入れた場合、課程ごとにご報告ください。)

養成所名：

課程名：

代表者：

所在地：

1. 受け入れ人数（平成 年 月 日現在）

課程名 _____（修業年限 _____年）

学 年	定員数	在籍者数	受け入れ人数	合計
第1学年	人	人	人	人
第2学年	人	人	人	人
第3学年	人	人	人	人
第4学年	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人

2. 受け入れた看護学生の内訳

養成所名 ^(※1)	養成所所在地	学年	人数	備考 ^(※2)

※1 受け入れた看護学生が在籍していた若しくは入学予定であった養成所名

※2 養成所の被害状況等を記入

3. 受け入れた看護学生に適用する授業料等について

- (1) 入学金、授業料（減免措置の有無とその内容、額面など）
- (2) 奨学金（利用有無とその内容など）
- (3) 宿舍（利用有無、費用負担など）
- (4) その他

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 24 日

各都道府県看護行政主管課 御中

厚生労働省医政局看護課

東北地方太平洋沖地震被災地の看護師等養成所の
学生の受け入れについて

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に関して、被災した地域の看護師等養成所に在学中の学生（以下「看護学生」という。）及び平成 23 年 4 月に入学する予定の者並びに被災した者であって被災した地域以外の看護師等養成所に入学する予定の者（以下「入学予定者」という。）の修学や資格取得に不利益が生じることがないように、各看護師等養成所における看護学生及び入学予定者の受け入れについて、別添の通り各地方厚生（支）局宛て通知しましたので御了知いただくと共に、貴管内の看護師等養成所への周知につきましてご協力くださるようお願いいたします。

また、准看護師養成所においても同様の対応が講じられるようご高配をお願いいたします。

事 務 連 絡
平成23年3月24日

関係団体等 御中

厚生労働省医政局看護課

「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う転学等希望者の受入れについて」
の送付について

標記について、別添のとおり各地方厚生（支）局健康福祉部及び各都道府県看護
行政主管課あてに事務連絡いたしましたので、御了知願います。

関係団体等

(社) 日本医師会

(社) 日本看護協会

(社) 日本助産師会

(社) 日本精神科看護技術協会

(社) 日本病院会

(社) 日本医療法人協会

(社) 全日本病院協会

(社) 日本精神科病院協会

(社) 全国自治体病院協議会

全国保健師教育機関協議会

全国助産師教育協議会

日本看護学校協議会

国立病院・国立療養所附属看護学校副学校長教育主事協議会

独立行政法人国立病院機構本部

文部科学省高等教育局

文部科学省初等中等教育局

防衛省人事教育局

法務省矯正局

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 24 日

各都道府県看護行政主管課 御中

厚生労働省医政局看護課

東北地方太平洋沖地震被災地の看護師等養成所の
学生の受け入れについて

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に関して、被災した地域の看護師等養成所に在学中の学生（以下「看護学生」という。）及び平成 23 年 4 月に入学する予定の者並びに被災した者であって被災した地域以外の看護師等養成所に入学する予定の者（以下「入学予定者」という。）の修学や資格取得に不利益が生じることがないように、各看護師等養成所における看護学生及び入学予定者の受け入れについて、別添の通り各地方厚生（支）局宛て通知しましたので御了知いただくと共に、貴管内の看護師等養成所への周知につきましてご協力くださるようお願いいたします。

また、准看護師養成所においても同様の対応が講じられるようご高配をお願いいたします。

別 添

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 24 日

各地方厚生（支）局健康福祉部 御中

厚生労働省医政局看護課

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う転学等希望者の受入れについて

「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う各養成施設等の対応について」（平成 23 年 3 月 23 日付け厚生労働省大臣官房地方課・医政局・健康局・医薬食品局食品安全部・社会・援護局事務連絡）において、被災した地域の各養成施設等への入学を予定している者や在学生の入学・転学について弾力的に取り扱うようお願いしたところです。

看護師等の養成については、看護職員の確保のため格段の配慮が必要であると考えており、被災した地域の看護師等養成所に在学中の学生（以下「看護学生」という。）並びに平成 23 年 4 月に被災した地域の看護師等養成所に入学する予定の者及び被災した者であって被災した地域以外の看護師等養成所に入学する予定の者（以下「入学予定者」という。）の修学や資格取得に不利益が生じることがないように、転学又は入学先の変更（以下「転学等」という。）を希望する看護学生及び入学予定者（以下「転学等希望者」という。）の転学等の調整について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴局におかれましては、管轄内の看護師等養成所への周知及び転学等に係る必要な調整等をお願いいたします。

また、転学等希望者を受け入れた看護師等養成所において、授業の方法及び施設、設備等の諸条件について教育効果を十分に上げられるような対応が講じられるよう、御高配をよろしくお願いいたします。

記

1. 転学等の調整について

1) 現状の把握

- (1) 各看護師等養成所は、転学等希望者の受入れについて、教育環境等を十分に勘案の上、受入れ可能な人数を検討すること。
- (2) 各看護師等養成所は、東北地方太平洋沖地震により被災した在学中の学生及び平成23年4月に入学する予定の者に係る転学等希望者の状況について、適切に把握すること。

2) 転学等の調整等

- (1) 転学等希望者を受け入れることが可能な看護師等養成所は、別紙1により、その所在地の都道府県を通じて所管の地方厚生（支）局に受入れ登録を行うこと。
- (2) 地方厚生（支）局は、(1)の情報を取りまとめた上で、ホームページへの掲載等により周知するとともに、管内の都道府県及び看護師等養成所に対し、必要に応じて情報提供すること。また、養成所からの相談に応じて必要な調整を行っていただきたいこと。
- (3) 転学等希望者のいる看護師等養成所は、地方厚生（支）局及び都道府県から提供される情報等を参照し、転学等希望者に対して適切な情報提供等の支援を行うとともに、転学等希望者の希望を踏まえて受入れ先を確保すること。
- (4) 転学等希望者を受け入れた看護師等養成所は、速やかに別紙2により都道府県を通じて所管の地方厚生（支）局に報告すること。

2. 留意事項

各看護師等養成所が転学等希望者を受け入れるに当たっては、以下のとおり取り扱うこととするので留意すること。なお、この取扱いについては、転学等希望者が転学等により各課程を修了するまでの間の措置とすること。

(1) 入学資格の確認について

転学を希望する看護学生について現に看護師等養成所に在籍していることを在籍証明書等により確認することが困難な場合や、入学先の変更を希望する入学予定者について合格通知等により入学資格を有することを確認することができない場合は、例えば、本人による履修状況等の申告書と関係者の証明を組み合わせる等、代替の方法で確認して差し支えないこと。

(2) 学則について

転学等希望者の受入れに当たっては、今般の災害被害の甚大さにかんがみ、

学則の規定にかかわらず弾力的に対応するよう検討すること。

また、東北地方太平洋沖地震の被災に関連した入学・転学に関して、学則を弾力的に適用する場合は、学則の変更は必要としないこと。

(3) 同時に授業を行う学生数について

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）第 2 条第 5 号、第 3 条第 5 号、第 4 条第 1 項第 5 号及び第 2 項第 5 号において、各授業科目について同時に授業を行う生徒の数は 40 人以下であることを原則としているが、転学等希望者を受け入れる場合にあっては 40 名を超えて差し支えないこと。また、看護学生及び入学予定者を受け入れた結果、各看護師等養成所の定員数を超えることになったとしても、定員数変更の承認申請は必要としないこと。

なお、転学等希望者の受入れに当たっては、授業の方法、施設、設備等の諸条件について教育効果を十分に挙げられるような対応を講じられたいこと。

東北地方太平洋沖地震被災養成所の看護学生の受け入れ登録

以下のとおり、被災した看護学生の入学・転学を受け入れることが可能ですので登録します。

(注：複数の課程で受け入れが可能な場合、課程ごとに登録してください。)

1. 養成所の概要

養成所名：

課程名：

代表者：

所在地：

2. 受け入れ人数

課程名 (修業年限 年)

学 年	定員数	在籍者数	受け入れ可能人数
第1学年	人	人	人
第2学年	人	人	人
第3学年	人	人	人
第4学年	人	人	人
合 計	人	人	人

3. 受け入れる看護学生に適用する授業料等について

- (1) 入学金、授業料（減免措置の有無とその内容、額面など）
- (2) 奨学金（有無とその内容など）
- (3) 宿舍（利用可否、費用負担など）
- (4) その他

4. 連絡方法及び担当者

担当者氏名：

連絡先：

電 話：

メールアドレス：

東北地方太平洋沖地震被災養成所の看護学生の受け入れ状況

以下の通り、被災した看護学生の入学・転学を受け入れましたので報告します。

(注：複数の課程で受け入れた場合、課程ごとにご報告ください。)

養成所名：

課程名：

代表者：

所在地：

1. 受け入れ人数（平成 年 月 日現在）

課程名 _____（修業年限 年）

学 年	定員数	在籍者数	受け入れ人数	合計
第1学年	人	人	人	人
第2学年	人	人	人	人
第3学年	人	人	人	人
第4学年	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人

2. 受け入れた看護学生の内訳

養成所名 ^(※1)	養成所所在地	学年	人数	備考 ^(※2)

※1 受け入れた看護学生が在籍していた若しくは入学予定であった養成所名

※2 養成所の被害状況等を記入

3. 受け入れた看護学生に適用する授業料等について

- (1) 入学金、授業料（減免措置の有無とその内容、額面など）
- (2) 奨学金（利用有無とその内容など）
- (3) 宿舎（利用有無、費用負担など）
- (4) その他